

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月22日

【四半期会計期間】 第135期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)

【会社名】 株式会社滋賀銀行

【英訳名】 THE SHIGA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 高橋 祥二郎

【本店の所在の場所】 滋賀県大津市浜町1番38号

【電話番号】 077(521)9530 (代表)

【事務連絡者氏名】 常務執行役員総合企画部長 肥田 明久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号
株式会社滋賀銀行 総合企画部東京事務所

【電話番号】 03(3661)1186 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部東京事務所長 寺川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社滋賀銀行京都支店
(京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町630番地)

株式会社滋賀銀行大阪支店
(大阪市北区曽根崎新地1丁目1番49号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2019年度 中間連結 会計期間	2020年度 中間連結 会計期間	2021年度 中間連結 会計期間	2019年度	2020年度
		(自 2019年 4月1日 至 2019年 9月30日)	(自 2020年 4月1日 至 2020年 9月30日)	(自 2021年 4月1日 至 2021年 9月30日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,684	42,455	50,047	88,871	85,715
うち連結信託報酬	百万円		1	0		2
連結経常利益	百万円	7,146	6,934	16,716	13,875	11,070
親会社株主に帰属する 中間純利益	百万円	8,636	6,412	11,910		
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円				12,412	11,448
連結中間包括利益	百万円	5,734	55,744	11,026		
連結包括利益	百万円				22,117	122,660
連結純資産額	百万円	406,822	430,425	504,287	375,801	495,469
連結総資産額	百万円	6,126,137	6,714,460	7,425,874	6,285,002	7,793,748
1株当たり純資産額	円	7,952.25	8,567.25	10,235.50	7,482.34	9,958.46
1株当たり中間純利益	円	168.88	127.69	240.86		
1株当たり当期純利益	円				243.05	228.12
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益	円	148.85	119.44	240.69		
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益	円				214.19	220.43
自己資本比率	%	6.63	6.40	6.78	5.97	6.35
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	10,177	288,204	393,014	131,260	1,240,417
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	12,396	7,828	99,083	6,726	127,874
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,130	32,456	2,120	14,310	34,337
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	百万円	807,062	1,182,006	1,716,244	934,088	2,012,295
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,367 〔1,203〕	2,356 〔1,173〕	2,355 〔1,112〕	2,282 〔1,198〕	2,286 〔1,153〕
信託財産額	百万円		106	206		166

- (注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権 - (中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 2 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。
- 3 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当行1社であります。
- 4 2021年度に投資事業組合等への出資に係る利益又は損失について「表示方法の変更」(詳細は中間連結財務諸表注記ご参照)を行いました。当該変更について、比較情報の観点より、2020年度中間連結会計期間及び2020年度にも反映しております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第133期中	第134期中	第135期中	第133期	第134期
決算年月		2019年9月	2020年9月	2021年9月	2020年3月	2021年3月
経常収益	百万円	36,106	35,510	44,394	73,250	72,610
うち信託報酬	百万円		1	0		2
経常利益	百万円	5,905	6,804	16,233	12,538	10,375
中間純利益	百万円	7,828	6,569	11,767		
当期純利益	百万円				11,869	11,331
資本金	百万円	33,076	33,076	33,076	33,076	33,076
発行済株式総数	千株	53,090	53,090	53,090	53,090	53,090
純資産額	百万円	392,390	418,013	483,588	363,248	474,287
総資産額	百万円	6,111,625	6,702,291	7,403,057	6,271,836	7,769,496
預金残高	百万円	4,827,287	5,207,651	5,436,120	4,891,113	5,403,957
貸出金残高	百万円	3,792,929	3,983,906	4,040,775	3,878,885	4,020,228
有価証券残高	百万円	1,375,012	1,392,801	1,510,426	1,310,342	1,589,519
1株当たり配当額	円	17.50	17.50	17.50	40.00	40.00
自己資本比率	%	6.41	6.23	6.53	5.78	6.10
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2,085 〔991〕	2,052 〔958〕	2,056 〔883〕	1,989 〔984〕	1,983 〔939〕
信託財産額	百万円		106	206		166
信託勘定貸出金残高	百万円					
信託勘定有価証券残高	百万円					
信託勘定有価証券残高 (信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高 を除く。)	百万円					
信託勘定電子記録移転 有価証券表示権利等残高	百万円					

(注) 1 自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計 - (中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

2 従業員数は出向者を除いた就業人員であり、〔 〕内は嘱託及び臨時雇員の期中平均人員(外書き)であります。

3 2021年度に投資事業組合等への出資に係る利益又は損失について「表示方法の変更」(詳細は中間財務諸表注記ご参照)を行いました。当該変更について、比較情報の観点より、第134期中(2020年9月)及び第134期(2021年3月)にも反映しております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当行及び当行の関係会社が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が当行グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識しているものとして前事業年度の有価証券報告書に記載した主要なリスクを含む「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

新型コロナウイルス感染拡大により幅広い産業で厳しい状況が続いており、全世界的にワクチンや治療薬が普及するまでは、企業活動や消費活動は一定程度抑制され、本格的な回復に向けては時間を要するものとみられます。

コロナ禍は、以前から認識されていた「サステナビリティ」や「デジタル化」といった課題への早急な対応を強く促しました。また、少子高齢化や人口減少の進展に加え、IoTやAIなどの技術革新を背景に、人口構成や社会構造、経済構造の変化が加速的に進むなか、地方銀行の経営は、今まさに歴史的な転換期を迎えており、従来型の発想や過去のビジネスモデルの延長線上に未来はなく、新たなビジネスモデルの構築が求められております。

このような状況のなか、当行は、企業価値・存在価値をさらに高めるため、2019年度より第7次中期経営計画「未来を描き、夢をかなえる」（期間：5年間：2019年4月～2024年3月）をスタートし、グループの総力をあげて、「お取引先や地域社会の持続可能な発展を企画して創る、従来の枠組み・発想を超える」という強い想いを込めた「Sustainability Design Company」の実現に向けて取り組んでおります。

こうした取組の結果、当第2四半期連結累計期間の財政状態・経営成績は、次のとおりとなりました。

総資産残高は、7,425,874百万円で前連結会計年度末に比べ367,874百万円の減少となりました。

資産項目の主要な勘定残高は、有価証券が1,507,440百万円（前連結会計年度末比79,066百万円の減少）、貸出金が4,021,894百万円（同20,196百万円の増加）であります。

一方、負債の部の合計は、6,921,586百万円で前連結会計年度末に比べ376,692百万円の減少となりました。

負債項目の主要な勘定残高は、預金が5,430,275百万円（前連結会計年度末比31,423百万円の増加）、譲渡性預金が66,510百万円（同16,950百万円の増加）、コールマネーが76,398百万円（同439,678百万円の減少）、債券貸借取引受入担保金が309,988百万円（同37,334百万円の増加）、借入金が878,581百万円（同20,473百万円の減少）等であります。

純資産の部の合計は、504,287百万円で前連結会計年度末比8,817百万円の増加となりました。これは、繰延ヘッジ損益が前連結会計年度末比4,565百万円減少したものの、利益剰余金が同10,691百万円増加するとともに、その他有価証券評価差額金が同4,325百万円増加したことが主因であります。

	前連結会計年度末 (百万円)(A)	当第2四半期 連結会計期間末 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
資産(総資産)	7,793,748	7,425,874	367,874
うち有価証券	1,586,506	1,507,440	79,066
うち貸出金	4,001,698	4,021,894	20,196
負債	7,298,278	6,921,586	376,692
うち預金	5,398,851	5,430,275	31,423
うち譲渡性預金	49,560	66,510	16,950
うちコールマネー	516,077	76,398	439,678
うち債券貸借取引受入担保金	272,654	309,988	37,334
うち借入金	899,055	878,581	20,473
純資産	495,469	504,287	8,817
うち利益剰余金	232,289	242,980	10,691
うちその他有価証券評価差額金	195,174	199,499	4,325
うち繰延ヘッジ損益	1,634	2,931	4,565

当第2四半期連結累計期間の損益については、次のとおりであります。

経常収益は、50,047百万円で前年同期比7,592百万円の増収となりました。これは、株式等売却益の増加等によるその他経常収益の増加（前年同期比7,432百万円の増加）を主因としております。

一方、経常費用は、33,331百万円で前年同期比2,189百万円の減少となりました。これは、貸倒引当金繰入額の減少等によるその他経常費用の減少（前年同期比1,853百万円の減少）を主因としております。

その結果、当中間連結会計期間の経常利益は前年同期比9,782百万円増益の16,716百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比5,498百万円増益の11,910百万円となりました。

なお、当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、セグメントの業績は記載しておりません。

	前第2四半期 連結累計期間 (百万円)(A)	当第2四半期 連結累計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
経常収益	42,455	50,047	7,592
資金運用収益	24,058	24,839	780
うち貸出金利息	17,570	16,808	761
うち有価証券利息配当金	6,387	7,483	1,096
信託報酬	1	0	1
役務取引等収益	7,771	8,551	780
(内訳)預金・貸出業務	1,659	1,735	76
為替業務	1,577	1,556	21
信託関連業務	17	52	34
証券関連業務	213	263	50
代理業務	195	158	37
保護預り・ 貸金庫業務	120	65	55
保証業務	537	523	14
カード業務	1,416	1,458	41
投資信託・ 保険販売業務	1,455	1,968	513
その他	578	769	191
その他業務収益	8,588	7,188	1,400
うち国債等債券売却益	1,715	1,522	193
うち金融派生商品収益		366	366
その他経常収益	2,036	9,468	7,432
うち株式等売却益	1,803	9,032	7,229
経常費用	35,521	33,331	2,189
資金調達費用	1,967	1,495	472
うち預金利息	515	314	200
うち債券貸借取引支払利息	165	58	106
うち借入金利息	600	125	474
役務取引等費用	2,392	2,193	199
その他業務費用	6,871	5,454	1,417
うち金融派生商品費用	324		324
営業経費	21,524	23,276	1,752
その他経常費用	2,765	912	1,853
うち貸倒引当金繰入額	1,941	131	1,809
経常利益	6,934	16,716	9,782
親会社株主に帰属する 中間純利益	6,412	11,910	5,498

(業種別貸出状況(未残・構成比))

業種別	前第2四半期連結会計期間		当第2四半期連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	3,954,280	100.00	4,007,202	100.00
製造業	583,770	14.76	537,621	13.42
農業、林業	7,300	0.19	6,904	0.17
漁業	422	0.01	554	0.01
鉱業、採石業、砂利採取業	12,682	0.32	11,469	0.29
建設業	116,330	2.94	123,584	3.08
電気・ガス・熱供給・水道業	54,481	1.38	83,150	2.08
情報通信業	28,861	0.73	18,553	0.46
運輸業、郵便業	169,291	4.28	174,761	4.36
卸売業、小売業	427,667	10.82	423,406	10.57
金融業、保険業	96,174	2.43	89,405	2.23
不動産業、物品賃貸業	653,645	16.53	650,479	16.23
その他のサービス業	305,343	7.72	308,283	7.69
地方公共団体	512,230	12.95	550,197	13.73
その他	986,076	24.94	1,028,831	25.68
海外及び特別国際金融取引勘定分	10,702	100.00	14,692	100.00
政府等				
金融機関	1,250	11.68	1,250	8.51
その他	9,452	88.32	13,442	91.49
合計	3,964,983		4,021,894	

- (注) 1 「国内」とは、当行(海外店を除く)及び連結子会社であります。
2 「海外」とは、当行の海外店であります。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

当行は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては基礎的内部格付手法を、また、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては粗利益配分手法を採用しております。なお、当行はマーケット・リスク規制を導入しておりません。

また、自己資本比率の補完的指標であるレバレッジ比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成31年金融庁告示第11号）に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2021年9月30日
1. 連結総自己資本比率(4/7)	16.90
2. 連結Tier 1 比率(5/7)	16.89
3. 連結普通株式等Tier 1 比率(6/7)	16.89
4. 連結における総自己資本の額	4,771
5. 連結におけるTier 1 資本の額	4,769
6. 連結における普通株式等Tier 1 資本の額	4,769
7. リスク・アセットの額	28,236
8. 連結総所要自己資本額	2,258

連結レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2021年9月30日
連結レバレッジ比率	8.12

単体自己資本比率(国際統一基準)

(単位：億円、%)

	2021年9月30日
1. 単体総自己資本比率(4/7)	16.62
2. 単体Tier 1比率(5/7)	16.62
3. 単体普通株式等Tier 1比率(6/7)	16.62
4. 単体における総自己資本の額	4,640
5. 単体におけるTier 1資本の額	4,640
6. 単体における普通株式等Tier 1資本の額	4,640
7. リスク・アセットの額	27,915
8. 単体総所要自己資本額	2,233

単体レバレッジ比率(国際統一基準)

(単位：%)

	2021年9月30日
単体レバレッジ比率	7.92

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2020年9月30日	2021年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2,308	1,867
危険債権	37,028	44,018
要管理債権	21,682	33,763
正常債権	3,978,096	4,012,853

(2) キャッシュ・フローの状況

当行グループの資金状況は、営業活動によるキャッシュ・フローにおいては、コールマネー等の減少等により、393,014百万円の支出となりました。前年同期との比較では、主としてコールマネー等の減少幅の増加、預金の増加幅の減少等により、681,218百万円の支出の増加となりました。

また、投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入ならびに償還による収入が有価証券の取得による支出を上回り、99,083百万円の収入となりました。前年同期との比較では、有価証券の売却による収入の増加等により、106,912百万円の収入の増加となりました。

さらに、財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払いや自己株式の取得による支出により2,120百万円の支出となりました。前年同期との比較では、前年同期は新株予約権付社債の償還による支出、ならびに劣後特約付借入金の返済による支出により32,456百万円の支出があったものの、当第2四半期連結累計期間ではこの2つの要因がなくなったことにより30,336百万円の支出の減少となりました。

その結果、現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ296,050百万円減少し、当第2四半期連結累計期間末残高は1,716,244百万円となりました。

(3) 会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当第2四半期連結累計期間において、会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定の記載について第134期（自2020年4月1日 至 2021年3月31日）有価証券報告書から重要な変更はありません。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響については、中間連結財務諸表注記事項の（追加情報）を参照願います。

(4) 経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当第2四半期連結累計期間において、経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等についての重要な変更、又は、新たに定めた経営方針・経営戦略等、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等はありません。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、連結会社が優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題についての重要な変更、又は、新たに生じた優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題はありません。

(6) 研究開発活動

該当事項はありません。

(7) 従業員数

当第2四半期連結累計期間において、連結会社又は提出会社の従業員数に著しい増減はありません。

(8) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の計画は次のとおりであります。

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金 調達 方法	着手 年月	完了 予定 年月
						総額	既支払額			
当行	次世代基幹系 システム関連	滋賀県大津市ほか	新規	銀行業	ソフトウェア の開発費等	27,537	7,401	自己資金	2021年 6月	2024年 1月

(注) 1 上記設備計画の記載金額には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

2 次世代基幹系システムの着手年月については、投資予定金額（総額）が取締役会にて最終承認された年月を記載しております。

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,000,000
計	100,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月22日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	53,090,081	53,090,081	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	53,090,081	53,090,081		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当行は、当第2四半期会計期間において、新株予約権を発行しております。当該新株予約権の内容は、次のとおりであります。

決議年月日	2021年7月29日
付与対象者の区分及び人数	当行取締役(社外取締役を除く)6名
新株予約権の数(個)	538(注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 10,760(注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	2021年8月21日～2051年8月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格1,733円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

新株予約権の発行時(2021年8月20日)における内容を記載しております。

(注)

1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数 20株

2 新株予約権の目的となる株式の数

新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)以降、当行が当行普通株式の株式分割(当行普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率

また、割当日以降、当行が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当行は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

3 新株予約権の行使の条件

(1)新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当行の取締役の地位を喪失した日の翌日以降、当該喪失した地位に基づき割り当てを受けた新株予約権を行使することができる。

(2)上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。

(3)新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当行が、合併(当行が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当行が分割会社となる場合に限る)又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当行が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合には、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(1)交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3)新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注)1及び2に準じて決定する。

(4)新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定められる再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5)新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

(7)譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

(8)新株予約権の取得条項

新株予約権の取得条項は定めない。

(9)新株予約権の行使の条件

上記(注)3に準じて決定する。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金 残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日		53,090		33,076		23,942

(5) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	4,946	10.04
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	1,810	3.67
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	1,783	3.62
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6番6号 日本生命証券管理部内	1,610	3.27
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	1,599	3.24
滋賀銀行従業員持株会	滋賀県大津市浜町1番38号	1,218	2.47
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	1,180	2.39
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋3丁目11番1号)	970	1.96
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5JP UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15番1号 品川インターシティA棟)	628	1.27
京都中央信用金庫	京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町91	580	1.17
計		16,330	33.15

(注) 1 当行は自己株式3,830千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は7.21%)を所有しておりますが、上記大株主の状況には記載しておりません。

2 2019年4月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー(Silchester International Investors LLP)が2018年8月10日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2021年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しておりません。

なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は以下のとおりであります。保有株券等の数は2018年10月1日付で行った普通株式5株を1株とする株式併合前の株数を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有割合 (%)
シルチェスター・インターナショナル・インベスターズ・エルエルピー(Silchester International Investors LLP)	英国ロンドン ダブリュー1ジェイ 6 ティーエル、ブルトン ストリート1、 タイム アンド ライフ ビル5階	22,599	8.51

3 2020年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社が2020年11月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2021年9月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、株式名簿上の所有株式を上記大株主の状況に記載しております。

なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の 数(千株)	株券等保有割合 (%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番1号	701	1.32
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園1丁目1番1号	1,699	3.20
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7番1号	553	1.04
合計		2,954	5.57

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,830,800		
完全議決権株式(その他)	普通株式 49,018,600	490,186	
単元未満株式	普通株式 240,681		一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	53,090,081		
総株主の議決権		490,186	

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当行所有の自己株式13株が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1番38号	3,830,800		3,830,800	7.21
計		3,830,800		3,830,800	7.21

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次の通りであります。

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役市場国際部長	取締役京都支店長	堀内 勝美	2021年6月25日

第4 【経理の状況】

- 1 当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
- 2 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 4 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2021年4月1日 至2021年9月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
現金預け金	2,013,251	1,717,114
コールローン及び買入手形	10,000	-
買入金銭債権	4,218	4,156
商品有価証券	567	583
金銭の信託	14,476	14,490
有価証券	1, 2, 8, 12 1,586,506	1, 2, 8, 12 1,507,440
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 4,001,698	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 4,021,894
外国為替	7 8,334	7 10,122
その他資産	8 98,021	8 86,142
有形固定資産	10, 11 47,667	10, 11 49,337
無形固定資産	1,855	1,703
退職給付に係る資産	12,969	14,079
繰延税金資産	626	619
支払承諾見返	27,246	29,928
貸倒引当金	33,692	31,739
資産の部合計	7,793,748	7,425,874
負債の部		
預金	8 5,398,851	8 5,430,275
譲渡性預金	49,560	66,510
コールマネー及び売渡手形	516,077	76,398
債券貸借取引受入担保金	8 272,654	8 309,988
借入金	8 899,055	8 878,581
外国為替	303	341
信託勘定借	13 166	13 206
その他負債	53,645	49,226
退職給付に係る負債	143	148
役員退職慰労引当金	5	3
睡眠預金払戻損失引当金	267	212
利息返還損失引当金	20	18
偶発損失引当金	156	133
繰延税金負債	74,522	74,010
再評価に係る繰延税金負債	10 5,602	10 5,602
支払承諾	27,246	29,928
負債の部合計	7,298,278	6,921,586

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	24,536	24,536
利益剰余金	232,289	242,980
自己株式	9,116	10,117
株主資本合計	280,786	290,476
その他有価証券評価差額金	195,174	199,499
繰延ヘッジ損益	1,634	2,931
土地再評価差額金	10 8,532	10 8,535
退職給付に係る調整累計額	9,257	8,612
その他の包括利益累計額合計	214,598	213,716
新株予約権	84	94
純資産の部合計	495,469	504,287
負債及び純資産の部合計	7,793,748	7,425,874

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月 30日)
経常収益	42,455	50,047
資金運用収益	24,058	24,839
(うち貸出金利息)	17,570	16,808
(うち有価証券利息配当金)	6,387	7,483
信託報酬	1	0
役務取引等収益	7,771	8,551
その他業務収益	8,588	7,188
その他経常収益	1 2,036	1 9,468
経常費用	35,521	33,331
資金調達費用	1,967	1,495
(うち預金利息)	515	314
役務取引等費用	2,392	2,193
その他業務費用	6,871	5,454
営業経費	2 21,524	2 23,276
その他経常費用	3 2,765	3 912
経常利益	6,934	16,716
特別利益	2,225	0
固定資産処分益	4 2,225	4 0
特別損失	348	20
固定資産処分損	125	20
減損損失	5 223	-
税金等調整前中間純利益	8,811	16,696
法人税、住民税及び事業税	4,105	4,813
法人税等調整額	1,707	28
法人税等合計	2,398	4,785
中間純利益	6,412	11,910
親会社株主に帰属する中間純利益	6,412	11,910

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)
中間純利益	6,412	11,910
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	47,731	4,325
繰延ヘッジ損益	1,769	4,565
退職給付に係る調整額	169	644
その他の包括利益合計	49,331	884
中間包括利益	55,744	11,026
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	55,744	11,026

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	220,282	8,184	269,712
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,129		1,129
親会社株主に帰属する中間純利益			6,412		6,412
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			4	71	67
土地再評価差額金の取崩			2,543		2,543
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	7,822	69	7,892
当中間期末残高	33,076	24,536	228,105	8,114	277,604

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	102,311	8,351	11,103	894	105,957	131	375,801
当中間期変動額							
剰余金の配当							1,129
親会社株主に帰属する中間純利益							6,412
自己株式の取得							1
自己株式の処分							67
土地再評価差額金の取崩							2,543
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	47,731	1,769	2,543	169	46,787	56	46,731
当中間期変動額合計	47,731	1,769	2,543	169	46,787	56	54,623
当中間期末残高	150,042	6,581	8,559	724	152,745	75	430,425

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,076	24,536	232,289	9,116	280,786
会計方針の変更による累積的影響額			97		97
会計方針の変更を反映した当期首残高	33,076	24,536	232,191	9,116	280,689
当中間期変動額					
剰余金の配当			1,119		1,119
親会社株主に帰属する中間純利益			11,910		11,910
自己株式の取得				1,001	1,001
自己株式の処分			0	0	0
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計	-	-	10,788	1,000	9,787
当中間期末残高	33,076	24,536	242,980	10,117	290,476

	その他の包括利益累計額					新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	195,174	1,634	8,532	9,257	214,598	84	495,469
会計方針の変更による累積的影響額							97
会計方針の変更を反映した当期首残高	195,174	1,634	8,532	9,257	214,598	84	495,372
当中間期変動額							
剰余金の配当							1,119
親会社株主に帰属する中間純利益							11,910
自己株式の取得							1,001
自己株式の処分							0
土地再評価差額金の取崩							3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,325	4,565	3	644	881	9	872
当中間期変動額合計	4,325	4,565	3	644	881	9	8,915
当中間期末残高	199,499	2,931	8,535	8,612	213,716	94	504,287

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	8,811	16,696
減価償却費	1,208	1,132
減損損失	223	-
貸倒引当金の増減()	571	1,953
偶発損失引当金の増減()	16	22
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	-	1,109
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	1,125	5
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	1
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	56	55
利息返還損失引当金の増減額(は減少)	5	1
資金運用収益	24,058	24,839
資金調達費用	1,967	1,495
有価証券関係損益()	2,429	9,384
金銭の信託の運用損益(は運用益)	83	13
為替差損益(は益)	1	0
固定資産処分損益(は益)	2,100	19
貸出金の純増()減	105,620	20,196
預金の純増減()	315,986	31,423
譲渡性預金の純増減()	5,150	16,950
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	132,740	20,473
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	23	87
コールローン等の純増()減	5,953	10,062
コールマネー等の純増減()	35,226	439,678
債券貸借取引受入担保金の純増減()	16,570	37,334
外国為替(資産)の純増()減	189	1,788
外国為替(負債)の純増減()	25	38
信託勘定借の純増減()	106	39
資金運用による収入	25,026	25,406
資金調達による支出	2,846	1,476
その他	4,719	8,675
小計	290,478	388,979
法人税等の支払額	2,273	4,034
営業活動によるキャッシュ・フロー	288,204	393,014

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	317,420	358,593
有価証券の売却による収入	197,305	390,152
有価証券の償還による収入	107,817	70,195
有形固定資産の取得による支出	582	2,461
有形固定資産の売却による収入	5,346	27
無形固定資産の取得による支出	295	236
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,828	99,083
財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の返済による支出	10,000	-
新株予約権付社債の償還による支出	21,392	-
自己株式の取得による支出	1	1,001
自己株式の売却による収入	67	0
配当金の支払額	1,129	1,119
財務活動によるキャッシュ・フロー	32,456	2,120
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	247,918	296,050
現金及び現金同等物の期首残高	934,088	2,012,295
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 1,182,006	1 1,716,244

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 7社

主要な会社名

株式会社滋賀ディーシーカード

しがぎんリース・キャピタル株式会社

滋賀保証サービス株式会社

(2) 非連結子会社 2社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合

しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 2社

会社等の名称

しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合

しがぎんふるさと投資ファンド投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

4. 開示対象特別目的会社に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債権については、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3カ月以上延滞債権）である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,402百万円(前連結会計年度末は9,584百万円)であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

連結子会社の利息返還損失引当金は、債務者からの利息返還請求に備えるため必要と認められる額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 退職給付に係る会計処理の方法

当行の退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

(14) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間連結会計期間の期首の利益剰余金へ与える影響はありません。

また、当該会計基準等の適用による損益、1株当たり情報及び当中間連結会計期間の中間連結キャッシュ・フローに与える影響は軽微であります。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当中間連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当中間連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間連結会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当中間連結会計期間の期首の「利益剰余金」が97百万円減少、「その他資産」が183百万円減少、「その他負債」が44百万円減少、「繰延税金負債」が42百万円減少し、1株当たり純資産額が1円95銭減少しております。

(表示方法の変更)

(中間連結損益計算書)

投資事業組合等への出資に係る利益又は損失については、従来、個別の組合毎に、利益は「その他経常収益」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示していましたが、投資事業組合等への出資に係る利益又は損失は、当行グループが基盤を有する滋賀県を中心とする地域企業への成長投資等の側面から、地域金融機関にとっては本業としての性質が強く、その観点から再度検討した結果、経営成績をより適切に表示する観点から、当中間連結会計期間より「資金運用収益」中の有価証券利息配当金に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間連結会計期間の中間連結損益計算書において、「その他経常収益」に含めて表示してありました投資事業組合等に係る利益306百万円及び「その他経常費用」に含めて表示してありました損失111百万円は「資金運用収益」中の有価証券利息配当金(純額194百万円)に組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当行グループは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2022年4月以降になるとの仮定をしておおり、当該仮定は2021年3月末時点より変更しておりません。

現在は、資金繰り支援を含む政府・自治体等の経済対策が引き続き実施されていることなどから、当中間連結会計期間(2022年3月期第2四半期)において、貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であります。

しかしながら、上記における仮定は不確実性が高いため、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響等により、第3四半期連結会計期間(2022年3月期第3四半期)以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
出資金	395百万円	312百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
	16,159百万円	44,501百万円

3 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	259百万円	172百万円
延滞債権額	45,486百万円	45,538百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	136百万円	56百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	25,563百万円	33,720百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
合計額	71,447百万円	79,488百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
	6,750百万円	4,875百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	696,661百万円	673,858百万円
貸出金	889,093百万円	856,543百万円
その他資産(リース投資資産)	412百万円	299百万円
計	1,586,167百万円	1,530,701百万円
担保資産に対応する債務		
預金	25,048百万円	20,029百万円
債券貸借取引受入担保金	272,654百万円	309,988百万円
借入金	893,235百万円	873,262百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
その他資産(中央清算機関等差入証拠金)	34,332百万円	35,784百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
保証金	394百万円	386百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	1,069,313百万円	1,036,836百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)	973,892百万円	953,967百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出。

11 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
減価償却累計額	46,516百万円	46,936百万円

12 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
	23,516百万円	19,658百万円

13 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
金銭信託	166百万円	206百万円

(中間連結損益計算書関係)

- 1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
株式等売却益	1,803百万円	9,032百万円
償却債権取立益	76百万円	267百万円

- 2 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
給料・手当	7,723百万円	7,629百万円

- 3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸出金償却	106百万円	413百万円
株式等売却損	277百万円	172百万円
貸倒引当金繰入額	1,941百万円	131百万円
株式等償却	261百万円	83百万円

- 4 前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」2,225百万円であります。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県内の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」0百万円であります。

- 5 当行は、以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結子会社の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

(減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額)

滋賀県内

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
主な用途	営業用資産3ヶ所	
種類	土地・建物・動産	
減損損失額	223百万円	百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(資産グループの概要及びグルーピングの方法)

(1)資産グループの概要

遊休資産

店舗・社宅跡地等

営業用資産

営業の用に供する資産

共用資産

銀行全体に関連する資産(本部、事務センター、寮社宅等)

(2)グルーピングの方法

遊休資産

各々が独立した資産としてグルーピング

営業用資産

フルバンク機能を構成する店舗グループ又は店舗単位

共用資産

銀行全体を一体としてグルーピング

(回収可能価額)

減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090			53,090	
合 計	53,090			53,090	
自己株式					
普通株式	2,882	0	25	2,858	(注)
合 計	2,882	0	25	2,858	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取りによる増加、当中間連結会計期間中の減少はストック・オプションの権利行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間		当中間連結 会計期間末		
				増加	減少			
当行	ストック・オプション としての新株予約権					75		
	合 計					75		

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,129	22.5	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月13日 取締役会	普通株式	879	利益剰余金	17.5	2020年 9月30日	2020年 12月8日

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計 年度期首株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘 要
発行済株式					
普通株式	53,090			53,090	
合 計	53,090			53,090	
自己株式					
普通株式	3,345	485	0	3,830	(注)
合 計	3,345	485	0	3,830	

(注) 当中間連結会計期間中の増加は単元未満株式の買取り及び東京証券取引所における市場買付による増加、当中間連結会計期間中の減少は単元未満株式の売渡しによる減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結会 計期間末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当中間連結 会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプション としての新株予約権					94	
	合 計					94	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,119	22.5	2021年3月31日	2021年6月28日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月12日 取締役会	普通株式	862	利益剰余金	17.5	2021年 9月30日	2021年 12月7日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
現金預け金勘定	1,182,777百万円	1,717,114百万円
その他預け金	770百万円	869百万円
現金及び現金同等物	1,182,006百万円	1,716,244百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

貸主側

リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
リース料債権部分	15,936	16,106
見積残存価額部分	428	421
受取利息相当額 ()	1,355	1,346
リース投資資産	15,008	15,181

リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の中間連結決算日(連結決算日)後の回収予定額
リース債権

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年以内	413	462
1年超2年以内	390	389
2年超3年以内	278	223
3年超4年以内	84	119
4年超5年以内	62	76
5年超	0	4

リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1年以内	5,141	5,145
1年超2年以内	4,100	4,089
2年超3年以内	3,065	3,103
3年超4年以内	2,033	2,000
4年超5年以内	982	1,116
5年超	612	650

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注1)参照)。また、現金預け金、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性が乏しい金融商品については記載を省略しております。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	20,011	19,842	168
其他有価証券	1,556,937	1,556,937	
(2) 貸出金	4,001,698		
貸倒引当金(1)	32,909		
	3,968,789	3,992,558	23,769
資産計	5,545,737	5,569,338	23,600
(1) 預金	5,398,851	5,399,054	203
(2) 譲渡性預金	49,560	49,562	2
(3) 借入金	899,055	899,095	40
負債計	6,347,466	6,347,712	245
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,739)	(3,739)	
ヘッジ会計が適用されているもの	2,350	2,350	
デリバティブ取引計	(1,389)	(1,389)	

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 有価証券			
満期保有目的の債券	40,174	40,172	1
其他有価証券	1,456,195	1,456,195	
(2) 貸出金	4,021,894		
貸倒引当金(1)	30,951		
	3,990,943	4,017,010	26,067
資産計	5,487,313	5,513,378	26,065
(1) 預金	5,430,275	5,430,466	191
(2) 譲渡性預金	66,510	66,516	6
(3) 借入金	878,581	878,565	16
負債計	6,375,367	6,375,548	180
デリバティブ取引(2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(335)	(335)	
ヘッジ会計が適用されているもの(3)	(4,214)	(4,214)	
デリバティブ取引計	(4,550)	(4,550)	

(1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(3) ヘッジ対象である外国証券の相場変動を相殺するためにヘッジ手段として指定した金利スワップであり繰延ヘッジを適用しております。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和2年9月29日)を適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(1)有価証券中の其他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
非上場株式(1)(2)	3,765	3,737
組合出資金(3)	5,792	7,333

(1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和元年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(2) 前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

当中間連結会計期間において、非上場株式について1百万円減損処理を行っております。

(3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	254,744	218,843		473,587
社債		165,317	22,504	187,822
住宅ローン担保証券		142,949		142,949
株式	349,151	3,307		352,459
その他	110,559	111,266	22,562	244,389
デリバティブ取引				
金利関連		3,466		3,466
通貨関連		3,364		3,364
資産計	714,455	648,515	45,067	1,408,038
デリバティブ取引				
金利関連		7,650		7,650
通貨関連		3,729		3,729
負債計		11,380		11,380

(*) 「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日)第26項に定める経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。中間連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は54,987百万円であります。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	40,174			40,174
貸出金			4,017,010	4,017,010
資産計	40,174		4,017,010	4,057,184
預金		5,430,466		5,430,466
譲渡性預金		66,516		66,516
借入金		878,565		878,565
負債計		6,375,548		6,375,548

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フロー、又は、担保及び保証による回収見込額等を用いて時価を算定しております。金利スワップの特例処理又は為替予約等の振当処理の対象とされた貸出金については、当該金利スワップ又は為替予約等の時価を反映しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金について、中間連結決算日に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。また、定期預金及び譲渡性預金については、一定の期間ごとに区分して将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。割引率は市場金利としております。なお、預入期間が短期間（1年未満）のものは時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を当該借入金の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いて現在価値を算定しております。このうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。なお、約定期間が短期間（1年未満）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、ブレイン・バニラ型の金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、債券店頭オプション取引等が含まれます。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	割引率	0.2%～8.4%	0.4%

(2) 期首残高から中間連結会計期間末残高への調整表、中間連結会計期間の損益に認識した評価損益

当中間連結会計期間(2021年9月30日)

(単位：百万円)

	期首残高	中間連結会計期間の損益 又はその他の包括利益		購入、売却、 発行及び決済 の純額	レベル3の 時価への 振替	レベル3の 時価からの 振替	中間連結 会計期間末 残高	中間連結会計 期間の損益に 計上した額の うち中間連結 貸借対照表日 において保有 する金融資産 及び負債の 評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の 包括利益 に計上 (*2)					
有価証券								
その他有価証券								
社債	27,163	3	2	4,664			22,504	
外国債券	23,971	2	51	1,462			22,562	

(*1) 中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定め、当該方針及び手続に沿って事務部門が時価評価モデルを策定しております。リスク管理部門は当該モデル、使用するインプット及び算定結果としての時価が方針及び手続に準拠しているか妥当性を確認しております。また、リスク管理部門は当該確認結果に基づき時価のレベルの分類について判断しております。第三者から入手した相場価格を時価として利用する場合においては、使用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

割引率はLIBORやスワップ・レートなどの基準市場金利に対する調整率であり、主に信用リスクから生じる金融商品のキャッシュ・フローの不確実性に対し、市場参加者が必要とする報酬額であるリスク・プレミアムから構成されます。一般に、割引率の著しい上昇(低下)は、時価の著しい下落(上昇)を生じさせます。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- 2 「子会社及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	6,000	6,027	26
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	6,000	6,027	26
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	14,011	13,815	195
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	14,011	13,815	195
合計		20,011	19,842	168

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	9,010	9,119	109
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	9,010	9,119	109
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	31,163	31,053	110
	地方債			
	社債			
	その他			
	小計	31,163	31,053	110
合計		40,174	40,172	1

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	337,422	62,427	274,994
	債券	534,519	527,462	7,056
	国債	155,255	151,698	3,556
	地方債	142,816	141,823	993
	社債	236,447	233,940	2,507
	その他	171,664	166,305	5,359
	小計	1,043,606	756,195	287,410
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,830	9,372	541
	債券	369,220	373,157	3,937
	国債	144,515	147,430	2,915
	地方債	112,889	113,326	437
	社債	111,815	112,399	584
	その他	137,330	143,974	6,644
	小計	515,381	526,504	11,123
合計		1,558,987	1,282,700	276,287

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	344,801	71,664	273,137
	債券	559,071	550,386	8,684
	国債	172,259	167,302	4,957
	地方債	126,441	125,465	975
	社債	260,370	257,618	2,751
	その他	203,402	196,872	6,529
	小計	1,107,274	818,922	288,352
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	7,657	8,434	776
	債券	245,288	247,189	1,900
	国債	99,213	100,758	1,544
	地方債	75,672	75,753	80
	社債	70,401	70,677	275
	その他	97,638	100,854	3,215
	小計	350,583	356,477	5,893
合計		1,457,858	1,175,400	282,458

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込があると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度における減損処理額は1,580百万円（株式1,574百万円、債券5百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は82百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて下落している場合、要注意先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて30%以上下落した場合、正常先については中間連結決算日（連結決算日）の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合又は30%以上下落した場合で市場価格が一定水準以下で推移した場合であります。

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2021年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2021年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

前連結会計年度（2021年3月31日現在）、当中間連結会計期間（2021年9月30日現在）ともに該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	275,998
その他有価証券	275,998
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	80,824
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	195,174
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	195,174

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	282,169
その他有価証券	282,169
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	82,670
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	199,499
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	199,499

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については、「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	8,481	8,370	26	26
	受取変動・支払固定	9,256	9,256	41	41
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					
合計				14	14

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	金利先物				
	売建				
	買建				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
店 頭	金利先渡契約				
	売建				
	買建				
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	10,108	9,996	58	58
	受取変動・支払固定	10,892	9,885	29	29
	受取変動・支払変動				
	金利オプション				
	売建				
	買建				
その他					
売建					
買建					
合 計				29	29

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融 商品 取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
	売建				
	買建				
店頭	通貨スワップ	29,632	25,473	96	96
	為替予約				
	売建	110,070		4,026	4,026
	買建	5,289		284	284
	通貨オプション				
	売建	99,602	62,977	3,320	309
	買建	99,602	62,977	3,434	1,017
	その他				
	売建				
	買建				
合 計				3,724	3,130

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ	42,967	33,774	369	369
	為替予約				
	売建	25,966		194	194
	買建	9,967		192	192
	通貨オプション				
	売建	100,136	67,340	2,908	4
	買建	100,136	67,340	2,914	583
	その他				
売建					
買建					
合 計				365	207

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。また、時価の算定方法については「(金融商品関係)」に記載しております。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2021年3月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	272,712	272,712	2,350
	金利先物 金利オプション その他				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定				
合 計					2,350

(注) 主として、繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（2021年9月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定	その他有価証券(債券)	286,032	286,032	4,214
	金利先物 金利オプション その他				
金利スワップの特例処理	金利スワップ 受取固定・支払変動 受取変動・支払固定				
合 計					4,214

(注) 主として、繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(2021年3月31日現在)、当中間連結会計期間(2021年9月30日現在)ともに該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
営業経費	10百万円	9百万円

2. スtock・オプションの内容

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 7,900株
付与日	2020年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2020年8月21日～2050年8月20日
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 2,359円

(注) 株式数に換算しております。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

	2021年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役6名
株式の種類別のストック・オプションの付与数(注)	普通株式 10,760株
付与日	2021年8月20日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	2021年8月21日～2051年8月20日
権利行使価格	1株当たり 1円
付与日における公正な評価単価	1株当たり 1,732円

(注) 株式数に換算しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：百万円)

区分	当中間連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
経常収益	50,047
うち役務取引等収益	8,551
預金・貸出業務	1,735
為替業務	1,556
信託関連業務	52
証券関連業務	263
代理業務	158
保護預り・貸金庫業務	65
保証業務	523
カード業務	1,458
投資信託・保険販売業務	1,968
その他	769
うち信託報酬	0

上表には、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,647	9,955	7,772	7,080	42,455

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する 経常収益	17,075	18,037	8,551	6,383	50,047

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当行グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2021年3月31日)	当中間連結会計期間 (2021年9月30日)
1株当たり純資産額		9,958円46銭	10,235円50銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	495,469	504,287
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	84	94
うち新株予約権	百万円	84	94
うち非支配株主持分	百万円		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	495,384	504,193
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	49,745	49,259

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益		127円69銭	240円86銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,412	11,910
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	6,412	11,910
普通株式の中間期中平均株式数	千株	50,220	49,450
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益		119円44銭	240円69銭
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	3,470	36
うち転換社債型新株予約権付社債	千株	3,429	
うち新株予約権	千株	40	36
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
資産の部		
現金預け金	2,013,154	1,717,025
コールローン	10,000	-
買入金銭債権	4,218	4,156
商品有価証券	567	583
金銭の信託	14,476	14,490
有価証券	1, 2, 8, 10 1,589,519	1, 2, 8, 10 1,510,426
貸出金	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 4,020,228	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9 4,040,775
外国為替	7 8,334	7 10,122
その他資産	64,263	52,966
その他の資産	8 64,263	8 52,966
有形固定資産	47,407	49,084
無形固定資産	1,660	1,531
前払年金費用	-	1,695
支払承諾見返	27,246	29,928
貸倒引当金	31,581	29,728
資産の部合計	7,769,496	7,403,057
負債の部		
預金	8 5,403,957	8 5,436,120
譲渡性預金	63,540	80,120
コールマネー	516,077	76,398
債券貸借取引受入担保金	8 272,654	8 309,988
借入金	8 896,821	8 876,939
外国為替	303	341
信託勘定借	11 166	11 206
その他負債	37,804	33,485
未払法人税等	3,313	4,220
その他の負債	34,490	29,264
退職給付引当金	340	-
睡眠預金払戻損失引当金	267	212
偶発損失引当金	156	133
繰延税金負債	70,270	69,992
再評価に係る繰延税金負債	5,602	5,602
支払承諾	27,246	29,928
負債の部合計	7,295,209	6,919,469

(単位：百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
純資産の部		
資本金	33,076	33,076
資本剰余金	23,942	23,942
資本準備金	23,942	23,942
利益剰余金	221,688	232,236
利益準備金	9,134	9,134
その他利益剰余金	212,553	223,102
固定資産圧縮積立金	400	400
別途積立金	197,293	208,993
繰越利益剰余金	14,859	13,708
自己株式	9,116	10,117
株主資本合計	269,591	279,138
その他有価証券評価差額金	194,445	198,751
繰延ヘッジ損益	1,634	2,931
土地再評価差額金	8,532	8,535
評価・換算差額等合計	204,611	204,355
新株予約権	84	94
純資産の部合計	474,287	483,588
負債及び純資産の部合計	7,769,496	7,403,057

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年 4月 1日 至 2021年 9月30日)
経常収益	35,510	44,394
資金運用収益	24,741	25,322
(うち貸出金利息)	17,568	16,808
(うち有価証券利息配当金)	7,075	7,970
信託報酬	1	0
役務取引等収益	6,563	7,345
その他業務収益	2,164	2,242
その他経常収益	¹ 2,039	¹ 9,482
経常費用	28,705	28,160
資金調達費用	1,962	1,492
(うち預金利息)	516	314
役務取引等費用	2,558	2,324
その他業務費用	926	914
営業経費	² 20,808	² 22,523
その他経常費用	³ 2,450	³ 905
経常利益	6,804	16,233
特別利益	2,225	0
固定資産処分益	⁴ 2,225	⁴ 0
特別損失	348	20
固定資産処分損	125	20
減損損失	223	-
税引前中間純利益	8,681	16,213
法人税、住民税及び事業税	3,741	4,519
法人税等調整額	1,629	73
法人税等合計	2,111	4,445
中間純利益	6,569	11,767

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益 準備金	利益剰余金			自己株式		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計		その他利益剰余金				利益 剰余金 合計	
					固定資産 圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	186,893	13,370	209,798	8,184	258,633
当中間期変動額										
剰余金の配当							1,129	1,129		1,129
別途積立金の積立						10,400	10,400	-		
中間純利益							6,569	6,569		6,569
自己株式の取得									1	1
自己株式の処分							4	4	71	67
土地再評価差額金の 取崩							2,543	2,543		2,543
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	10,400	2,420	7,979	69	8,049
当中間期末残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	197,293	10,949	217,778	8,114	266,683

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	土地 再評価 差額金	評価・ 換算差額 等合計		
当期首残高	101,731	8,351	11,103	104,483	131	363,248
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,129
別途積立金の積立						
中間純利益						6,569
自己株式の取得						1
自己株式の処分						67
土地再評価差額金の 取崩						2,543
株主資本以外の項目 の当中間期変動額 (純額)	47,545	1,769	2,543	46,771	56	46,714
当中間期変動額合計	47,545	1,769	2,543	46,771	56	54,764
当中間期末残高	149,276	6,581	8,559	151,254	75	418,013

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	197,293	14,859	221,688	9,116	269,591
会計方針の変更による累積的影響額							97	97		97
会計方針の変更を反映した当期首残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	197,293	14,762	221,591	9,116	269,494
当中間期変動額										
剰余金の配当							1,119	1,119		1,119
別途積立金の積立						11,700	11,700	-		
中間純利益							11,767	11,767		11,767
自己株式の取得									1,001	1,001
自己株式の処分							0	0	0	0
土地再評価差額金の取崩							3	3		3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)										
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	11,700	1,054	10,645	1,000	9,644
当中間期末残高	33,076	23,942	23,942	9,134	400	208,993	13,708	232,236	10,117	279,138

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	194,445	1,634	8,532	204,611	84	474,287
会計方針の変更による累積的影響額						97
会計方針の変更を反映した当期首残高	194,445	1,634	8,532	204,611	84	474,190
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,119
別途積立金の積立						
中間純利益						11,767
自己株式の取得						1,001
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						3
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	4,306	4,565	3	256	9	247
当中間期変動額合計	4,306	4,565	3	256	9	9,397
当中間期末残高	198,751	2,931	8,535	204,355	94	483,588

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。また、投資事業組合等への出資金については、組合等の直近の財務諸表等に基づいて、組合等の財産の持分相当額を純額で計上しております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) 「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3年～50年

その他 3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を、以下の方法により計上しております。

与信額が一定額以上の大口債務者については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積もり、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。

以外の債務者の債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

上記以外の債権については、業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下「正常先」という。）及び貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下「要注意先」という。）については、今後1年間の予想損失額を、要注意先のうち当該債務者の債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び3 カ月以上延滞債権）である債務者の債権については今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

将来見込み等による予想損失率の必要な修正及び決定方法

引当金の算定に使用する予想損失率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正の検討を行い、算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は10,402百万円(前連結会計年度末は9,584百万円)であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっており、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に基づき処理しております。ヘッジ有効性評価の方法については、その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しておりますが、ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針報告第25号 令和2年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当中間会計期間の期首の利益剰余金へ与える影響はありません。また、当該会計基準等の適用による損益及び1株当たり情報に与える影響は軽微であります。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当中間会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第8項に従いデリバティブ取引の時価算定における時価調整手法について、市場で取引されるデリバティブ等から推計される観察可能なインプットを最大限利用する手法へと見直ししております。

当該見直しは時価算定会計基準等の適用に伴うものであり、当行は、時価算定会計基準第20項また書きに定める経過措置に従い、当中間会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当中間会計期間の期首の利益剰余金に反映しております。

この結果、当中間会計期間の期首の「利益剰余金」中の繰越利益剰余金が97百万円減少、「その他資産」中のその他の資産が183百万円減少、「その他負債」中のその他の負債が44百万円減少、「繰延税金負債」が42百万円減少し、1株当たり純資産額が1円95銭減少しております。

(表示方法の変更)

投資事業組合等への出資に係る利益又は損失については、従来、個別の組合毎に、利益は「その他経常収益」に含め、損失は「その他経常費用」に含めて表示しておりましたが、投資事業組合等への出資に係る利益又は損失は、当行が基盤を有する滋賀県を中心とする地域企業への成長投資等の側面から、地域金融機関にとっては本業としての性質が強く、その観点から再度検討した結果、経営成績をより適切に表示する観点から、当中間会計期間より「資金運用収益」中の有価証券利息配当金に含めて表示することといたしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前中間会計期間の中間財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前中間会計期間の中間損益計算書において、「その他経常収益」に含めて表示しておりました投資事業組合等に係る利益304百万円及び「その他経常費用」に含めて表示しておりました損失110百万円は「資金運用収益」中の有価証券利息配当金(純額194百万円)に組替えております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の影響)

当行は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は引き続き各種経済活動の制約条件となっており、本格的な景気回復局面に入るのは2022年4月以降になるとの仮定をしておおり、当該仮定は2021年3月末時点より変更していません。

現在は、資金繰り支援を含む政府・自治体等の経済対策が引き続き実施されていることなどから、当中間会計期間(2022年3月期第2四半期)において、貸出金等の信用リスクへの影響は限定的であります。

しかしながら、上記における仮定は不確実性が高いため、今後の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況や経済に与える影響等により、第3四半期会計期間(2022年3月期第3四半期)以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
株式	5,753百万円	5,753百万円
出資金	379百万円	299百万円

2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
	16,159百万円	44,501百万円

3 貸出金のうち、破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
破綻先債権額	258百万円	171百万円
延滞債権額	45,479百万円	45,530百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
3カ月以上延滞債権額	136百万円	56百万円

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
貸出条件緩和債権額	25,549百万円	33,706百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
合計額	71,423百万円	79,465百万円

なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
	6,750百万円	4,875百万円

8 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	696,661百万円	673,858百万円
貸出金	889,093百万円	856,543百万円
計	1,585,755百万円	1,530,402百万円
担保資産に対応する債務		
預金	25,048百万円	20,029百万円
債券貸借取引受入担保金	272,654百万円	309,988百万円
借入金	893,042百万円	873,143百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
その他資産（中央清算機関等差入証拠金）	34,332百万円	35,784百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
保証金	393百万円	385百万円

なお、手形の再割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
融資未実行残高	1,059,164百万円	1,027,210百万円
うち原契約期間が1年以内のもの の（又は任意の時期に無条件で取 消可能なもの）	963,744百万円	944,341百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
	23,516百万円	19,658百万円

11 元本補填契約のある信託の元本金額は、次のとおりであります

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
金銭信託	166百万円	206百万円

(中間損益計算書関係)

1 その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
株式等売却益	1,803百万円	9,032百万円
償却債権取立益	76百万円	267百万円

2 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
有形固定資産	821百万円	744百万円
無形固定資産	367百万円	356百万円

3 その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当中間会計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
貸出金償却	106百万円	413百万円
株式等売却損	277百万円	172百万円
貸倒引当金繰入額	1,627百万円	134百万円
株式等償却	261百万円	83百万円

4 前中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県外の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」2,225百万円であります。

当中間会計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

「固定資産処分益」は、滋賀県内の営業用資産(1か所)を譲渡したことによる土地、建物の「固定資産売却益」0百万円であります。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当中間会計期間 (2021年9月30日)
子会社株式	5,753	5,753
関連会社株式		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2021年11月12日開催の取締役会において、第135期の中間配当につき次のとおり決議いたしました。

中間配当金額	862百万円
1株当たりの中間配当金	17円50銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2021年12月7日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月17日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越 弘昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2021年11月17日

株式会社滋賀銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充 男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	河越 弘 昭

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社滋賀銀行の2021年4月1日から2022年3月31日までの第135期事業年度の中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社滋賀銀行の2021年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析の手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。